

令和8年度 被扶養者収入状況等調査について

今年度も、マイナンバー制度を用いた情報連携を活用し、所得証明書を健康保険組合で確認いたします。全被扶養者が対象となります。

義務教育を修了された学生のお子様も対象です。

調査時期:8月初旬

提出物が必要な方には個別で案内させていただきます。



《収入のある方は調査の時に①②を確認します》

① 年間収入130万円(60歳以上あるいは障害年金受給者は180万円)未満
【令和7年8月～令和8年7月支給分1年間の収入】

[給与・賞与・年金等]で算出

※年間収入とは1月～12月だけではありませんので、ご注意ください
1～12月分の収入は所得証明書にて確認いたします。

② 被保険者の標準報酬月額の間収入半分未満

《対象の方は、以下の書類の保管をお願いします》

対象者	調査時の必要書類
確定申告をされた方	確定申告時の書類一式(写し) ・別紙をご確認ください
年金収入のある方	直近の年金振込通知書または 直近の年金改定通知書の写し ・毎年6月発行のもの
別居の方※	送金を確認できるものの写し ・別紙をご確認ください ・現金渡し不可 ・4月以降分を保管ください

※配偶者及び義務教育以下の子・全日制の学生は除く。

お子様が3月に卒業され、全日制の学生以外で別居の方は対象です。

調査にて収入等が被扶養者として認定できないことが判明した場合、期限内に書類の提出がない場合は、対象の被扶養者は削除になります。被扶養者の収入には十分にご注意ください。

収入とは、給与収入・年金・営業所得・譲渡所得・株式投資信託などの利益を合算した金額です。